

協 定 書

島本町上下水道事業（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、乙の所有する建築物の給水装置（以下「給水装置」という。）の維持管理に関し、次のとおり協定書を締結する。

（基準等）

第 1 条 乙が島本町で行う給水装置は、この協定書で定めるほか島本町水道事業条例、同施行規程及び、給水装置工事施工基準に基づき、施工管理しなければならない。

（給水装置の維持管理区分）

第 2 条 甲の維持管理区分は、配水本管から敷地内第Ⅰ止水栓（別添図面緑色部分）までとし、それ以降（別添図面黄色部分）は乙の維持管理区分とする。

（修理分担）

第 3 条 乙は、給水装置に異常があるときは、甲又は、島本町水道事業指定給水装置工事事業者に修理その他必要な処置を請求しなければならない。

2 前項の修理等に要した費用は、乙の負担とする。ただし、つぎの部分は甲の負担とする。

- (1) 町道における工事。
- (2) 給水装置における敷地内第Ⅰ止水栓（別添図面緑色部分）までにおける工事。ただし、掘削について、無条件にて同意すること。
- (3) 復旧はアスファルト舗装または、コンクリート舗装とする。

（メータの管理等）

第 4 条 甲は、メータ検針時等必要があれば、立入ることができるものとする。

（協定書の内容の継承）

第 5 条 給水装置の所有権を移転する場合は、前各条に掲げる事項について乙は、必ずその継承者に引き継ぐものとし、その旨を甲に届けるものとする。

（その他）

第 6 条 この協定書に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。

前項協定の締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府三島郡島本町広瀬三丁目 1 1 番 2 4 号
 島本町上下水道事業
 代表者 島本町長 山 田 紘 平 ⑨

乙